

発注者支援業務・公物管理補助業務等の実施方針について

<資料構成>

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント	・・・P 1
【2】令和8年度発注者支援業務等の方針と業務内容	・・・P 6
【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式	・・・P 9
【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等	・・・P 19
【5】その他	・・・P 49

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント

令和8年度の発注者支援業務等の手続きより、以下の内容が変わる。

- ①総合評価項目の追加（WLB等推進企業の評価）※全ての業務
- ②積算関係の改定 ※積算技術、技術審査業務、
調査設計資料作成業務
- ③健康保険被保険者証の新規発行停止に伴う
申請確認書類の対応について
※全ての業務

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント

① 総合評価項目の追加（WLB等推進企業の評価）

令和7年2月3日付「公共工事等におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」に基づき、WLB推進企業を加点評価する取組を適用する。

■対象：**全ての業務**

■配点：下表のとおり



評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	<p>次に掲げるいずれかの認定を受けている</p> <ul style="list-style-type: none">・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.5点

■認定等の確認方法：

競争参加資格申請書とともに対象となる認定に係る認定書の写しにより確認する（詳細は入札説明書による）。

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント

② 積算関係の改定

発注者支援業務等積算基準及び運用基準(※)に基づき、以下の歩掛、電算機使用経費を改定する。

■積算技術業務における各種歩掛

積算技術業務（各種歩掛け）															
No	事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	当初設計						変更設計						
			間島A区分(工事種別が4種以下の工事)			標準B区分(工事種別が5種以上の工事)			間島A区分(工事種別が4種以下の工事)			標準B区分(工事種別が5種以上の工事)			
			技師A	技師B	技師C	技師A	技師B	技師C	技師A	技師B	技師C	技師A	技師B	技師C	
1	河川改修	築堤・護岸	3.700	0.800	28.400	3.800	7.900	0.800	39.000	5.400	2.900	15.500	4.500	0.000	24.800
2		浚渫(河川)	-	-	-	-	4.100	0.700	22.200	3.300	-	-	2.400	0.300	12.000
3		橋門・橋台	4.900	0.700	29.000	4.300	7.900	0.900	42.100	5.900	3.600	0.000	20.200	2.200	3.500
4		水門	5.700	0.600	32.100	4.600	11.100	0.900	63.100	7.100	3.900	0.000	21.500	2.300	3.400
5		堰	7.400	0.000	39.000	3.800	11.600	0.900	65.100	7.100	4.200	0.000	23.200	2.700	3.700
6		排水構造	4.600	0.000	24.000	2.100	6.000	0.900	33.100	4.400	2.900	0.300	14.500	2.200	3.600
7		床止め・底固め	4.500	0.000	23.600	2.000	5.400	0.700	28.100	3.900	2.600	0.300	13.000	2.000	3.800
8	河川維持・修繕	河川維持	3.400	0.700	18.000	3.100	5.700	0.900	30.600	4.300	2.200	0.600	9.900	2.100	3.300
9		河川修繕	3.400	0.700	18.000	2.800	6.800	0.000	34.000	3.200	2.400	0.000	13.300	1.800	3.400
10		海岸整備	3.500	0.500	19.500	3.000	5.500	0.900	30.600	5.000	2.400	0.500	11.800	3.100	3.400
11		実験・人工岬	3.400	0.800	18.300	3.000	5.100	0.500	27.500	4.200	2.200	0.300	11.000	1.700	3.300
12		海堤堤防	-	-	-	-	3.300	1.000	18.300	4.000	-	-	2.200	0.300	11.000
13		浚渫(海岸)	-	-	-	-	4.000	1.000	19.600	3.600	-	-	2.400	0.900	10.600
14		航浜	-	-	-	-	3.300	1.000	14.300	2.800	-	-	1.900	0.700	9.300
15		砂防・地すべり対策	5.800	0.500	31.000	4.700	7.000	0.500	42.000	5.000	3.400	0.000	18.600	2.000	4.200
16		疏流	5.200	0.000	27.200	2.500	6.000	0.800	35.000	5.000	3.200	0.300	16.000	2.400	3.800
17		斜面対策	4.000	0.500	22.000	3.400	6.900	0.000	36.500	3.600	2.700	0.300	13.500	2.000	4.000
18		道路新設・改修	3.800	0.700	22.100	3.100	6.600	0.800	37.400	5.000	3.000	0.000	15.900	1.800	4.200
19		舗装	3.400	0.000	18.000	1.500	5.500	0.500	29.500	4.500	2.400	0.500	11.500	2.600	3.900
20		鋼橋上部	5.500	0.700	30.100	3.900	7.800	1.100	43.600	5.600	4.300	0.000	23.800	2.500	5.200
21		コンクリート上部	5.200	0.600	27.700	3.700	7.500	0.600	39.900	5.600	3.700	0.000	26.600	2.300	4.900
22		橋梁下部	5.500	0.600	27.000	3.000	7.500	1.000	43.000	6.000	3.300	0.000	18.200	2.000	5.000
23		ソラ法(NAN)	-	-	-	-	8.300	1.100	45.100	8.000	-	-	5.000	0.900	27.700
24		コンクリートパッジ	3.900	0.000	21.000	1.800	4.900	0.700	27.400	5.000	2.500	0.500	11.600	2.900	3.200
25		鋼製パッジ	3.500	0.600	20.600	3.900	5.400	0.700	28.100	5.400	2.500	0.500	13.500	3.500	3.400
26		地下構造物歩道	-	-	-	-	4.800	0.600	25.600	4.600	-	-	4.000	0.800	18.500
27		地下駐車場	-	-	-	-	6.000	0.000	31.700	3.000	-	-	3.400	0.500	16.900
28		共同溝・電線共同溝	-	-	-	-	5.200	0.500	28.000	4.300	-	-	3.200	0.900	16.000
29		電線共同溝	-	-	-	-	5.500	0.500	30.500	7.500	-	-	3.500	0.500	18.000
30		情報 CIM	-	-	-	-	3.300	0.000	17.800	1.500	-	-	1.800	0.500	9.200
31		道路維持・修繕	3.900	0.000	20.800	1.800	7.200	0.600	40.000	6.200	2.400	0.500	13.100	3.400	4.200
32		路路修繕	3.100	0.500	22.500	2.700	7.200	1.100	45.700	6.400	2.500	0.300	15.000	1.700	5.000
33		橋梁保全工事	5.000	0.000	27.400	2.900	8.000	1.500	49.000	6.000	3.200	0.500	16.200	5.200	5.000
34		雪害	-	-	-	-	2.100	0.700	12.500	5.000	-	-	-	-	1.800

■電算機使用経費

パソコン及びプリンタ使用料

別紙-2

1) パソコン（CADソフト含む） 1台当たり

円／ヶ月

No	項目	仕様（以下と同等以上）	使用料（税抜き）
1	OS	W i n d o w s 1 1	
2	7フリケーション	Microsoft 365 JUST PDF 6 [編集Pro]	27,961
		CADソフトウェア ((AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016)等)	

2) パソコン（CADソフト含まない） 1台当たり

円／ヶ月

No	項目	仕様（以下と同等以上）	使用料（税抜き）
1	OS	W i n d o w s 1 1	
2	7フリケーション	Microsoft 365	21,335
		JUST PDF 6 [編集Pro]	

3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙代、トナー代は含まない。)

円／ヶ月

No	項目	仕様	使用料（税抜き）
1	用紙サイズ等	カラー出力及び最大 A3 対応	18,818

※発注者支援業務等積算基準及び運用基準は、関東地方整備局のホームページで公表している。

ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>

【1】令和8年度発注者支援業務等の改定のポイント

③ 健康保険被保険者証の新規発行停止に伴う申請確認書類の対応について

配置予定管理技術者の直接的雇用関係について、直接雇用関係が確認できる資料として従来健康保険証等で確認するものとしていた。

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことに伴い、既発行の健康保険被保険者証の有効期限は令和7年12月1日までとなるため、
令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は確認書類として認めない。
(マイナ保険証を持っていない場合に発行される「資格確認書」は不可。)

配置予定技術者の直接的雇用関係が確認できる資料の写しについては、
以下に例示する書類のうちのいずれかであることを確認すること。

＜提出書類の例示＞

- 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- 所属企業が発行した雇用証明書の写し

(従前から健康保険被保険者証の提出ができない場合の代替として認めていた書類)

【2】令和8年度発注者支援業務等の方針と業務内容

【2】令和8年度発注者支援業務等の方針と業務内容

1. 入札契約方式について

令和7年度から変更なし

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」で実施する。

発 注 者 支 援 業 務 等	発注者支援業務	業務名	総合評価落札方式	
			価格点： 技術点	タイプ
		積算技術業務	1 : 2	標準
		技術審査業務	1 : 2	標準
		工事監督支援業務	1 : 2	標準
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務	1 : 2	標準
		河川許認可審査支援業務	1 : 2	標準
		ダム管理支援業務	1 : 2	標準
		堰・排水機場等管理支援業務	1 : 2	標準
		道路許認可審査・適正化指導業務	1 : 2	標準
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務	1 : 2	標準

その 他	行政事務補助業務	調査設計資料作成業務	1 : 1	簡易
		用地調査点検等技術業務	1 : 1	簡易
		裁決申請等関係資料作成整理等業務及び 災害復旧用地関係資料作成整理等業務	1 : 1	簡易
	工事監督支援業務に準じる業務	施工体制調査業務	1 : 2	標準

【2】令和8年度発注者支援業務等の方針と業務内容

2. 業務内容

令和7年度から変更なし

区分	業務名称	主な業務内容
発注者支援業務等	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。
	技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。
	工事監督支援業務	工事目的物の位置、寸法、使用する材料等についての適否の確認及び監督員の報告や工事施工業者から提出される資料と現地状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。
	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視し、状況を把握、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録し必要な措置を講ずる。
	河川許認可審査支援業務	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許認可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援。
	ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援。
その他	堰・排水機場等管理支援業務	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視点検を行う。
	道路許認可審査・適正化指導業務	道路法に基づく各種申請書類の審査・指導、道路の不法使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援
	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで、公共用地交渉を実施し、補償契約の承諾を得る 等
	調査設計資料作成業務	施工計画立案に関する資料とりまとめ、積算に必要な図面・数量その他資料作成、設計に用いる検討資料の作成、施工管理に関する資料の取りまとめ、業務の入札契約に関する資料作成を行う。
	用地調査点検等技術業務	土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認または用地関係資料の作成等を行う業務。
工事監督支援業務に準ずる業務	裁決申請等関係資料作成整理等業務	土地等の収用又は使用の裁決申請及び明渡裁決の申立て等に係る資料の作成整理等を行う業務。
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務	災害復旧事業のための土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に係る資料の作成整理等の業務支援を行う。
工事監督支援業務に準ずる業務	施工体制調査業務	施工体制調査に係る業務

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

1. 応募要件等

(1) 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件

①業務実績要件の緩和＜全業務分野共通＞

企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の期間を過去10ヵ年から
過去15ヵ年へ延長する。

②総合評価における実績評価の見直し＜積算技術業務、

工事監督支援業務、技術審査業務＞

配置予定管理技術者の類似業務実績として設定していた**地方公共団体（都道府県・政令市を除く）**等が発注した**発注者支援業務**を同種業務実績に引き上げる。

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

1. 応募要件等

(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者等に求める資格要件

＜積算技術業務、技術審査業務＞

◇ 1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。【①、②のケース】

	①	②	③	④
事例	  資格有 資格無 ○	   資格有 資格有 資格無 ○	   資格有 資格無 資格無 ×	    資格有 資格有 資格無 資格無 ×

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

<河川巡視支援業務>

- ◇配置予定担当技術者のうち1名以上が、(a)(b)いずれかの資格等を有する場合、別の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。【①、②のケース】(※)
- ◇配置予定管理技術者が、(a)の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。【③のケース】(※)

- (a) 河川維持管理技術者
- (b) 河川点検士

	①	②	③	④
事例	 (a)又は(b) 資格 有	 (a)又は(b) 資格 有 資格 無	 資格 有 資格 無	 (a)又は(b) 資格 無 資格 無 資格 有
	○	○	×	×

配置予定管理技術者が、(a)の資格を有する場合、
③の赤枠部分が該当する。

(※) その他の配置予定担当技術者については、資格要件のいずれかの資格を有すること。

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

<ダム管理支援業務>

- ◇ 1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。【①、②のケース】

	①	②	③	④
事例	資格有 資格無 ○	資格有 資格有 資格無 ○	資格有 資格無 資格無 ×	資格有 資格有 資格無 資格無 ×

<河川許認可審査支援業務>

- ◇ 1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1／3（人）を下回らないこと。【①、②、③のケース】

	①	②	③	④
事例	資格有 資格無 ○	資格有 資格無 資格無 ○	資格有 資格無 ○ 資格有 資格無 資格無	資格有 資格無 資格無 資格無 ×

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

<道路許認可審査・適正化指導業務>

- ◇ 1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1／5（人）を下回らないこと。【①、②、③のケース】
なお、「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1／3（人）を下回らないこと。

	①	②	③	④
事例	 資格 有 資格無 資格無 ○	 資格 有 資格無 資格無 資格無 ○	 資格 無 資格 無 資格 有 資格無 資格無 ○	 資格 無 資格 無 資格 無 資格 有 資格無 資格無 ×

<用地補償総合技術業務>

- ◇ 業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。【①、②のケース】

	①	②	③	④
事例	 資格 有 資格無 ○	 資格 有 資格 有 資格無 ○	 資格 有 資格無 資格無 ×	 資格 有 資格 有 資格無 資格無 ×

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

1. 応募要件等

(3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4) 配置予定管理技術者の直接的雇用関係

企業と配置予定管理技術者の直接的雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件とする。

(直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付することとする)

直接的雇用関係が確認できる資料の例

- ◇市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書【特別徴収義務者用】の写し
- ◇健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ◇所属会社の雇用証明書の写し

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

2. 契約条件について

(1) 設計共同体

技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入しており、令和8年度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務 積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	<ul style="list-style-type: none">河川／道路／電気／機械／公園 等
	工種による区分	<ul style="list-style-type: none">維持修繕／改築 等
	区域による区分	<ul style="list-style-type: none">出張所単位（監督官単位）河川単位道路路線単位 等
公物管理補助業務 (全般)	業務内容による区分	<ul style="list-style-type: none">河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	<ul style="list-style-type: none">出張所単位河川単位道路路線単位 等
	ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none">下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理支援	<ul style="list-style-type: none">施設単位 等
	河川許認可審査支援	<ul style="list-style-type: none">占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	<ul style="list-style-type: none">占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
	区域による区分	<ul style="list-style-type: none">道路／河川 等
		<ul style="list-style-type: none">河川単位道路路線単位 等

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

2. 契約条件について

(2) 国庫債務負担行為を活用した複数年契約の実施

◇平成23年度より導入している「複数年度契約」については、令和8年度も継続し導入する。

発注者支援業務	・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入
公物管理補助業務	・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入
用地補償総合技術業務	・ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

【3】令和8年度発注者支援業務等の契約方式

3. スケジュールについて

◇発注見通しの公表 令和7年12月1日（月）PPI公表

◇入札手続開始の公告 令和7年12月9日～

◇入札書の提出期限
開札日

令和8年 2月18日
令和8年 2月19日～24日

◇4月1日以降履行開始

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

1. 参加資格要件

(1) 単体の場合

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(2) 設計共同体の場合

- ① (1) 単体の場合に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

2. 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(1) 中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

業務区分	要 件
積算技術	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
工事監督 支援	
技術審査	<ul style="list-style-type: none">工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜公物管理補助業務（その1）＞

業務区分	要 件
河川巡視支援 河川許認可審 查支援	<ul style="list-style-type: none"> 参加資格要件 業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）
ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none"> 参加資格要件 <ol style="list-style-type: none"> ①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。） ②業務対象区間の占用者及び占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。） 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面での関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その2）>

業務区分	要件
堰・排水機場等管理支援	要件を付さない
道路許認可審査・適正化指導	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

<用地補償総合技術>

業務区分	要件
用地補償総合技術	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。<ol style="list-style-type: none">会社法に基づく子会社、親会社の関係ないこと。入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜行政事務補助業務＞

業務区分	要 件
調査設計資料作成	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 本業務の履行期間中に履行期間がある当該事務所発注業務に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。業務に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者は、当該事務所（管理所）の発注業務に参加することができない。 注：発注業務は、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務及び行政事務補助業務を除く全ての業務を言う。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜行政事務補助業務＞

業務区分	要 件
用地調査 点検等技術	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 <p>【用地調査点検等技術業務・災害復旧用地関係資料作成整理等業務のみ】</p> <p>1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中、<u>本業務の履行箇所に係る</u>（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「<u>本業務の対象となる〇〇事業に係る</u>」と読み替え）他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。</p> <p>また、本業務の履行期間に<u>本業務の履行箇所に係る</u>（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「<u>本業務の対象となる〇〇事業に係る</u>」と読み替え）用地調査等業務がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務を受注することはできない。ただし、（略）本業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。</p> <p>【3業務共通】</p> <p>2) 入札に参加しようとする者は、<u>本業務の履行場所に係る</u>（裁決申請等関係資料作成等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「<u>本業務の対象となる〇〇事業に係る</u>」と読み替え）被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。</p> <p>①会社法に基づく子会社、親会社の関係ないこと。</p> <p>②入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>
裁決申請 等関係資 料作成整 理等	
災害復旧 用地関係 資料作成 整理等	

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

<工事監督支援業務に準ずる業務>

業務区分	要件
施工体制 調査	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

2. 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(2) 業務実施体制に関する要件

◇競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

- 例)
- ・発注者支援業務 → 関東地方整備局管内
 - ・公物管理補助業務 → ○○県内、関東地方整備局管内
 - ・行政事務補助業務 → 関東地方整備局管内

◇業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

◇業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

◇設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

2. 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件 (3) 業務実績に関する要件

◇競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成23年度以降に完了した以下の発注機関が行う業務（令和7年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

競争参加資格確認申請書の提出者に求める業務実績

求める業務実績	業務内容	発注者支援業務 (積算技術、技術審査、工事監督支援)	公物管理補助業務 (河川巡視、河川許認可、ダム管理、堰・排水機場管理、道路許認可)	用地補償 総合技術	行政事務補助業務		工事監督支援業務 に準じる業務
					調査設計 資料作成	用地調査点検等・裁決申請・災害復旧	
発注者支援業務	●	●			●		●
公物管理補助業務	●	●			●		●
行政事務補助業務			●		● (注)		
CM業務	●	●			●		●
PFI事業技術アドバイザリー業務	●	●			●		●
土木設計業務	●	●			●		●
調査検討・計画策定業務	●	●			●		●
管理施設調査・運用・点検業務	●	●			●		●
測量業務	●	●			●		●
地質調査業務	●	●			●		●
施工体制調査業務							●
補償コン登録規程に定めるいづれかの業務				●		●	

（注）求める業務実績は行政事務補助業務のうち調査設計資料作成業務に限る。

詳細については、各業務の入札説明書を参照のこと。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(1) 配置予定管理技術者の資格等

＜土木工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資 格 要 件
工事監督支援	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
技術審査	<ul style="list-style-type: none">・ 1級土木施工管理技士
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（I）、（II）・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) (RCCM : RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

<電気通信設備工事のみの場合>

業務種別	資 格 要 件
工事監督支援 積 算 技 術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（電気電子）又は<u>電気電子部門</u>）・ <u>1級電気施工管理技士</u>・ <u>1級電気通信工事施工管理技士</u>・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・ (RCCM : RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜造園工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資 格 要 件
工事監督支援 積 算 技 術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) (RCCM : RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)・ <u>1級造園施工管理技士</u>

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（河川関係）の場合>

業務種別	資格要件
河川巡視 支援	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
河川許認 可審査	<ul style="list-style-type: none">・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）（RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）
ダム管理 支援	<ul style="list-style-type: none">・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者・ その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者
堰・排水 機場管理	<p><ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p><ダム管理支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p><堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・ 1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 <p><河川巡視支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <p><河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川維持管理技術者

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜公物管理（道路関係）の場合＞

業務種別	資格要件
道路許認可審査 ・適正化指導	<ul style="list-style-type: none">技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）1級土木施工管理技士土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) (RCCM : RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

<用地補償総合技術業務の場合（配置予定主任技術者）>

業務種別	資格要件
用地補償 総合技術	<ul style="list-style-type: none">・ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者・ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者・ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士・ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

＜行政事務補助業務・工事監督支援業務に準ずる業務の場合＞

業務種別	資 格 要 件
調査設計資料作成業務	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士
施工体制調査業務	<ul style="list-style-type: none">・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) (RCCM : RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

◇配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

◇業務実績には、平成23年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

配置予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績(1)

＜発注者支援業務・行政事務補助業務等＞

【凡例：同種● 類似○】

業務内容 求める業務実績	発注者支援業務		行政事務 補助業務 (調査設計 資料作成)	工事監督 支援業務に 準ずる業務 (施工体制)
	※電気通信設備 工事のみを除く (積算業務／ 技術審査／ 工事監督支援)	※電気通信 設備工事 (積算業務／ 工事監督支援)		
発注者支援業務	●		●○	●○
発注者支援業務（電気通信設備工事）		●		
公物管理補助業務	●	●	●○	●○
CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務	○	○	○	○
土木設計における概略・予備・詳細設計業務	○		○	○
電気通信設備設計における 概略・予備・詳細設計業務		○		
土木工事（監理技術者）	○		○	○
電気通信設備工事（監理技術者）		○		
施工プロセス検査・施工体制調査業務				●○
行政事務補助業務（調査設計資料作成業務）			●○	

- 「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関（国や地方自治体など）によって同種・類似が分かれるケース
- 実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

配置予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績(2)

＜公物管理補助業務＞

【凡例：同種● 類似○】

求める業務実績	業務内容	公物管理補助業務				
		河川 巡視	河川 許認可	ダム 管理	堰・ 排水機	道路 許認可
発注者支援業務		●	●○	●○	●	●
発注者支援業務（電気通信設備工事）						
公物管理補助業務	河川	●	●○		●	
	河川・ダム			●○		
	道路					●
CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務						●
調査検討・計画策定業務	河川	○	○		○	
	河川・ダム			○		
管理施設調査・運用・点検業務	河川	○	●○		○	
	河川・ダム			○		
	道路					●
土木設計における予備・詳細設計業務	河川	○	○		○	
	河川・ダム			○		
土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）						○
電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務						
土木工事（監理技術者）		○	○	○	○	○
電気通信設備工事（監理技術者）						
施工プロセス検査・施工体制調査業務						
行政事務補助業務（調査設計資料作成業務）						

- 「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関（国や地方自治体など）によって同種・類似が分かれるケース
- 実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

配置予定主任担当者に必要とされる同種・類似業務の実績

【凡例：同種● 類似○】

業務実績	対象業務	用地総合	点検	裁決	災害
発注者支援等	◆用地補償総合技術業務	●	●	●	●
補償コンサルタント業務	◆用地補償技術(補助)業務	●	●	●	●
	◆用地調査点検等技術業務	○	●	●	●
	◆用地関係資料作成整理等業務	○	●	●	●
	◆裁決申請等関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆災害復旧用地関係資料作成整理等業務	○	○	●	●
	◆土地調査部門業務（用地測量）	○	○	○	○
	◆土地評価部門業務	○	○	○	○
	◆物件部門業務	○	○	○	○
	◆機械工作物部門業務	○	○	○	○
	◆営業補償・特殊補償部門業務	○	○	○	○
	◆事業損失補償部門業務	○	○	○	○
	◆補償関連部門業務	●○（注）	●	●	●

注：同種（●）は補償説明業務、類似（○）はそれ以外の業務

- 実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(3) 直接的雇用関係

- ◇配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならぬ。
- ◇直接的雇用関係が確認できる資料を添付することとする。
- ◇競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(4) 手持ち業務量

◇配置予定管理技術者は、令和8年4月1日（令和8年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和7年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。

◇ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

◇令和8年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものと除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(4) 手持ち業務量（続き）

◇業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円未満、件数で10件（令和8年4月1日現在（令和8年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るもの）を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の制限を超えない者

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

4. 配置予定担当技術者に対する要件

(1) 配置予定担当技術者（業務従事者）の業務実施上必要な資格

業務種別	資 格 要 件
工事監督支援	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
技術審査	<ul style="list-style-type: none">・ 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、 土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、 （Ⅱ）・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門 に限る）・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の 実務経験が1年以上のもの（複数年契約の場合であって、業務が完了して いない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断 する）・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。
電気通信設備、機械設備、営繕、造園工事、管工事が含まれる場合は、上記の他別途資格が追加されるため、
詳細は各業務の入札説明書による。
技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

業務種別	資格要件
河川巡視支援	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・技術士補（建設部門）
河川許認可審査	<ul style="list-style-type: none">・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は、2級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者
ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none">・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者・配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する）の者
堰・排水機場管理	<ul style="list-style-type: none">・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p><ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p><ダム管理支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p><河川巡視支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <p><河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none">・河川維持管理技術者、河川点検士

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。

技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。
詳細は各業務の入札説明書による。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

業務種別	資格要件
道 路 許 認 可 審査・適正化 指導	<ul style="list-style-type: none">技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)のもの道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者道路もしくは河川関係の技術的行政経験、又は、道路交通行政経験を5年以上有する者

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。
技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。
詳細は各業務の入札説明書による。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

業務種別	資 格 要 件
用地補償総合技術業務	<p>(配置予定担当技術者)</p> <ul style="list-style-type: none">公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 <p>(配置予定業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none">公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない) <p>(配置予定担当技術者・配置予定業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none">配置予定技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

業務種別	資 格 要 件
用地調査点検等 技術業務	(配置予定担当技術者) <ul style="list-style-type: none">公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。
裁決申請等関係 資料作成整理等 業務	<ul style="list-style-type: none">配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係があること。
災害復旧用地関 係資料作成整理 等業務	(配置予定業務従事者) <ul style="list-style-type: none">公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。※裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、担当技術者のみ

【4】令和8年度発注者支援業務等における要件等

業務種別	資格要件
・調査設計資料作成業務	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
・施工体制調査業務	<ul style="list-style-type: none">・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する）・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。

技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

【5】その他

【5】その他

1. 総合評価項目における判断基準

(1) 地域精通度について

地域精通度について、下記の順位で評価する。

区分	配点
① 当該事務所等管内における同種又は類似業務実績がある。	5
② 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管内）における同種又は類似業務実績がある。	4
③ 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。	3
④ 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管外）における同種又は類似業務実績がある。	2
⑤ ①、②、③、④以外（④が存在しない場合、④に関する記載しない）	0

【5】その他

隣接する都道府県について

関東地方整備局管内とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県内とする。

「隣接する都道府県」とは、橋及びトンネルでの隣接を含む地続きの隣接都道府県とし、以下のとおりとする。

事務所所在都県	隣接する都県	
	整備局管内	整備局管外
茨城県	栃木県、埼玉県、千葉県	福島県
栃木県	茨城県、群馬県、埼玉県	福島県
群馬県	栃木県、埼玉県、長野県	福島県、新潟県
埼玉県	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県	
千葉県	茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県	
東京都	埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県	
神奈川県	東京都、千葉県、山梨県、静岡県	
山梨県	埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県	
長野県	群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県	新潟県、富山県、岐阜県、愛知県

【5】その他

1. 総合評価項目における判断基準

(2) 配置予定担当技術者

複数の配置予定担当技術者を申請した場合、**上位1名の評価値**とする。

業務区分	評価基準
積算技術業務 工事監督支援業務 技術審査業務 河川巡視支援業務 河川許認可審査支援業務 堰・排水機場等管理支援業務 道路許認可審査・適正化指導業務	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された配置予定担当技術者の 上位1名の評価値 とする。
ダム管理支援業務	複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された（「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもっぱら従事する配置予定担当技術者を除く）配置予定担当技術者の 上位1名の評価値 とする
用地補償総合技術業務	複数の配置予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、すべての配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の 上位1名の評価値 とする。

【5】その他

2. 業務に必要となる物品・消耗品等

業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。

※**在庁型の業務について**、受注者が、パソコン、プリンター、ソフト等を用意する必要がある場合は、特記仕様書に明記し、事務用品費として使用経費を積算（積上）計上する。なお、工事監督支援業務にかかる電算機使用経費については率化されていることに留意すること。

3. 予定価格の作成にあたって適用する技術者単価について

予定価格作成に使用する単価は、**入札書提出期限日時点の単価を適用**する。

※関東地方整備局のHPに設計業務委託等技術者単価の取扱について掲載する予定である。

【 H P 】 <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>

4. 入札公告に掲載する情報の充実

国土交通省で発注される業務については、下記のホームページに掲載されています。

【 H P 】 <https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>